

県名	効率化	重点化
北海道	<p>1. 生活環境項目については、過去5～10年間の測定結果から、測定頻度の変更、ローリング方式の採用、補助点の設置・廃止等メリハリを付けた測定体制とすることで、効率化を図っている。</p> <p>2. 健康項目については、過去10年間の測定結果から、報告下限値を超えたことのない地点については、測定を中止するなどして効率化を図っている。</p> <p>旧廃止鉱山関係河川においては、監視している項目が低濃度で推移している地点については、3年に一巡するローリング方式として効率化を図っている。</p>	<p>1. 河川においては環境基準の維持管理の対応が必要な河川、汚染源の分布状況から考えて、監視を強化する河川を「重点河川」として他の地点より測定頻度を多くしているほか、水質濃度の平均値に変化がなく、75%値の値の変動が顕著である河川については、生活環境項目の測定頻度を増やしている。</p> <p>2. 湖沼・海域については、継続して環境基準が未達成の水域は測定頻度を増やして監視を強化している。</p>
青森県	<p>BOD・CODは、概ね10年間、環境基準を達成している場合、基準達成評価可能な回数である年4回とする（その他の生活環境項目も回数を揃える）。健康項目は、原則として、概ね5年間、環境基準を達成している場合、年1回とする。有機塩素化合物及び農薬は、発生源の有無を勘案しつつ、原則として年1回とする。上水取水関連地点であっても、これまで不検出であり、また発生源が無い場合は年1回とする。</p> <p>要監視項目については、毎年2項目ずつのローリング調査とする。</p> <p>アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定する。</p> <p>（青森県公共用水域の水質モニタリング方式効率化方針より）</p>	図っていない
岩手県	<p>水質の状態がよい補助地点については3年に1回のローリング調査、検出されない項目についても3年に1回のローリング調査を実施。農薬については使用時期のみ実施。</p> <p>排出源 10年以上環境基準達成 県内全域 VOC、農薬、自然由来の汚染物質 3年に1回。3つのグループにわけて調査を実施。（地点ごとローリング調査を行う地点を3つのグループにわけ、項目のみローリング調査となる地点は近くのグループと同じサイクルで調査を行う） 導入していない</p>	図っていない
宮城県	健康項目については、過去10年間検出が一度も無い地点で年4回実施していたものをH12年度に年2回に実施に見直した。	旧鉛鉱山からの排水が流入河川において、H14年度から環境補助点を追加し、測定の重点化を行っている。
秋田県	河川のVOC、農薬及びベンゼンについては、排出源の存在状況を考慮しつつ、過去に検出が一度も無ければ、3年で一巡するローリング調査を導入する。（ダイオキシン類以外）	図っていない。
山形県	セレンについては、対象水域を3年で一巡するローリング調査を実施している。補助地点については、地点の選定理由を考慮したうえで調査項目の削減及び調査頻度の削減を実施している。	図っていない。
福島県	健康項目のVOCについては、過去10年間環境基準を超えて検出されていないため、原則2回/年の測定としている。また、チウラム、シマジン、チオベンカルブについては、過去10年間環境基準を超えて検出されていなくまた冬季に使用されないため、2回/年（5、8月（夏期））の測定としている。	図っていない

県名	効率化	重点化
茨城県	健康項目については流域の立地状況を考慮して選定した地点において原則2回/年測定している。しかし、過去に環境基準値を超過した地点については回数を増やしているため、そのような地点では過去5年間不検出であれば回数を戻していく(12回 6回 2回)。	図っていない。
栃木県	健康項目のうち9項目(カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素)は年3回測定するが、その他の健康項目は年1回の測定としている。	図っていない。
群馬県	「モニタリング方式効率化指針」が示される以前から調査項目、調査頻度については「水質調査法」による調査頻度等より調査頻度等が少なく、現在その減じた状態がモニタリングの為に必要最小程度のものと考えている。その為、効率化を図る観点から検討はしているが、調査頻度等を減ずることはモニタリングとしての意義を失うこととなることから、現状の調査頻度等を減ずることはしていない。	図っていない。
埼玉県	健康項目のうち、チラウム、シマジン、チオベンカルブについては、春季から夏季にかけて使用されるため、その時期以外は測定しない。VOCについては、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは年4～6回、それ以外については年2回測定している。要監視項目のうち、農薬関係の物質については、過去の検出状況から検出がない地点については、年1回、それ以外の地点については年2回測定している。(以後ダイオキシン) <埼玉県(H17から見直し)> 調査頻度について、これまで基準超過がなかった地点については、3回に1回	図っていない。(以後ダイオキシン) <埼玉県(H17から見直し)> 調査頻度について、河川水では、過去の基準超過を勘案して、年4回の地点を設定している(底質は図っていない)。 <政令市等(H17から見直し)> 一部の政令市で年4回、年2回の地点を設定している。年4回の地点の占める割合: 約20% (国土交通省を除く) 年2回の地点の占める割合: 約10% (国土交通省を除く)
千葉県	健康項目については、硝酸性・亜硝酸性窒素を除き、年4回の測定を原則としているが、チラウム等農薬については、使用時期にあわせて年2回実施している。要監視項目については、過去の検出状況、発生源の状況、関連調査の結果等を勘案して、調査地点等を選定している。	印旛沼・手賀沼については、一部の項目について月2回の測定を実施している。
東京都	従来より効率化を実施している。 <調査地点> 利水、汚染源の状況等を勘案し、測定地点を廃止している。 <調査項目> 健康項目や生活環境項目などの項目は実施する。 <調査頻度> 財政部局からの要求、過去の水質データから見直しを行う。	図っていない。
神奈川県	健康項目については、長年検出されていない項目を中心に、調査地点数、調査項目数及び調査頻度の見直しを行っている。生活環境項目については、日間変動値が少ないので、利水している地点等を除き、原則一日2回で測定を行っている。また、平成17年度よりアルキル水銀のスクリーニングを行う予定。DXN類については、変動の少ない水域は3年で1巡するローリング調査を実施している。基準点河川: 1回/年 補助点河川: 1回/3年 基準点湖沼・海域: 1回/3年	重点化という形では行っていないが、長年検出されていない項目が検出された場合や、異常値が検出された場合は、調査頻度の増加や追加調査を行っている。

県名	効率化	重点化
新潟県	<p>環境監視補助点については、近隣調査地点の水質と比較し同様の傾向を示すものは見直す。</p> <p>健康項目については基準値を超えて検出された例がないことから、農薬及び硝酸性窒素を除き原則年2回（8、2月）の湧水期に測定する。なお、水銀汚染が懸念される水域については、水銀を毎月又は年6回の測定をする。また、過去5年間に報告下限値を超えて検出された地点は回数を見直す。</p> <p>農薬については、使用時期に合わせ7月、9月に測定する。窒素、硝酸・亜硝酸窒素については、農業利水時期に合わせ5月、7月に測定する。</p> <p>要監視項目については、農薬及びそれ以外に分け、2年ごとのローリング調査を行う。なお、報告下限値を超えて検出された物質は引き続き測定を行う。測定回数は、年1回として、農薬は使用時期に測定し、それ以外は1年度目は8月、2年度目は2月の湧水期に測定を行う。</p>	図っていない。
富山県	<p>健康項目については、春夏秋冬に各1回測定を実施するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬項目については、冬季の使用がないことから、冬季は測定を実施しない。 ・汎用総水銀については、総水銀が検出された場合のみ実施する。 <p>・海域（一部）及び湖沼については、排出源、検出状況を勘案し、健康項目の測定を隔年実施とする。</p> <p>要監視項目については、検出状況を勘案し、検出されていない項目については、3年ローリングで調査を実施する。</p>	図っていない
石川県	<p>流域毎に過去5年間検出が一度もない項目について、効率化を図る。測定頻度：年4回に変更。測定項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀。県下全域で過去5年間検出が一度もない項目について、効率化を図る。測定頻度：年1回に変更。測定項目：PCB、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン。</p>	<p>休廃止鉱山のある梯川水系について。測定地点：環境基準点5地点、補足地点10地点。測定項目：カドミウム、鉛、亜鉛、銅。測定頻度：6～12回。重点化のルール：休廃止鉱山による重金属の影響を把握するため。</p>
福井県	<p>生活項目は、過去20年間基準超過が見られなかった場合、6回/年とする。</p> <p>健康項目は、過去10年間、基準値の半分を超過していない場合、2回/年とする。</p> <p>健康項目、要監視項目については、測定地点の近隣状況から必要と考えられる地点において測定している。今後、測定地点付近に大きな事業所等が立地する場合には適宜対応していく。</p>	図っていない
山梨県	<p>排出源がなく、過去の検査で環境基準を超過したことの無い物質については測定回数を減らし、効率化を図った。なお、その際に過去検出された物質については監視の強化を図った。</p>	<p>重金属については、2ヶ月に1回検査しているが、自然由来により砒素が環境基準を超過して検出される地点については、毎月砒素を検査している。</p>
長野県	<p>調査地点の効率的な配置</p> <p>同一水域に複数の調査地点が存在する場合、調査地点間の位置関係、汚濁源の有無、過去の調査結果等について検討し、どちらか一方の地点の監視でその水域の汚染状況が十分把握できると判断できる場合は地点を整理する。</p> <p>農薬の調査時期</p> <p>春夏秋冬について、長年検出されていないところは、金属、有機塩素、農薬、その他の4グループに分け、2年で一巡するローリング調査を導入している。</p> <p>分析作業の効率化</p> <p>分析作業が効率化できる機器整備やオートサンプラーの接続による省力化を図る。</p>	<p>地質、温泉排水に由来する砒素が2地点で環境基準を超過していることから、この地点について、毎月1回測定を行うこととしている。</p> <p>特定事業場から重金属の排出事例がみられたこと及び国土交通省の調査地点で鉛の検出事例が見られたことから、上流域の県の測定地点では重金属等を年6回（隔月）、松本市の測定地点では、鉛の測定を年6回（隔月）行うこととしている。</p>
岐阜県	<p>調査項目について</p> <p>P R T R届出データの公共用水域への排出量を用いて、見直しを実施している。なお、見直しを実施する際、下水道からの排出量については考慮する、排出先事業場と定点との位置関係、過去の測定結果等を総合的に判断して、項目の追加削除を検討している。</p>	<p>工場排水等による河川の汚濁について苦情があるなど問題が発生している河川について、新たに測定計画に位置付けた。</p>

県名	効率化	重点化
静岡県	平成11年の効率化指針をうけ、原則として以下の効率化を図りました。 ・河川の測定地点においてCODの測定を行わない。 ・1河川に測定地点が2地点以上ある場合、最下流の測定地点で健康項目を測定する。上流地点では測定を行わない。 ・環境基準類型が指定されていない河川においては、生活環境項目、その他の項目の測定回数を減らす。	図っていない
愛知県	海域のうち、伊勢湾、衣浦湾、蒲郡地先海域、渥美湾（乙）における健康項目、特殊項目については、3年あるいは2年で一巡するローリング調査を実施している。 ・健康項目や要監視項目は過去の検出状況を勘案して測定回数の増減を図っている。 また、補助地点の中には、健康項目を2つのグループに分けて毎年、交互に調査を行っている地点もある。	環境基準を達成しておらず、全国ワーストの上位に位置することの多かった油ヶ淵において、月に2回、年間で24回の調査を行っている。
三重県	図っていない	図っていない
滋賀県	効率化している内容：調査項目数、調査頻度等。効率化が適用されている物質：自然由来の汚染物質。	図っていない。
京都府	調査頻度 過去の測定値、検出状況 健康項目 過去5年間 ND 年2回 過去10年間 基準50%以下 年2回 ND 年1回 過去15年間 基準値以下 年2回 基準50%以下 年1回 ND 年1回 生活環境項目 T-N,T-P 年12又は6回 年4回 T-N,T-P以外 年12回 年6回 油分 地点毎に頻度見直し その他項目 地点ごとに測定頻度見直し 全域 のとおり	図っていない
大阪府	調査項目、調査頻度 過去の検出状況、上水道水源水域、発生源の有無 海域のほう素、ふっ素…測定の休止（基準の適用無し） 感潮河川のほう素、ふっ素…海水影響の基準（通達）を満足した場合、ローリング調査 その他の健康項目、要監視項目、特殊項目…過去10年間未検出等は頻度の減少さらに非上水水域等であればローリング調査の導入を検討。 3年で一巡のローリング調査	図っていない
兵庫県	海域の健康項目では、沖合部のA、B海域について測定頻度を削減（沿岸部のC海域は水準維持）。海域の要監視項目は3年のローリング。	亜鉛について海域での測定の充実を図っている。（これまでの現況把握が不足していたため、類型指定の準備）
奈良県	・健康項目については、環境基準点で年1回測定（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は年4回） ・要監視項目については、環境基準点の内、排出源の存在等考慮して地点に絞り年1回測定。	水生生物の保全に係る要監視項目については、他の要監視項目（年1回測定）よりも測定回数が多い（年4回測定）
和歌山県	H15年度 調査地点数 排出源（鉱山）の存在 流域に鉱山が存在していないこと 河川 銅 河川における測定点を最下流における1点に限定 河川 リン酸性リン	なし

県名	効率化	重点化
鳥取県	健康項目については、過去10年間1度も検出が無ければ測定回数を減(2回/年→1回/年)	図っていない
島根県	調査地点の見直しは、毎年行っているが、定期的に見直す等のルール化はしていない。(H17年度は計45地点について追加、廃止を実施)要監視項目については、主要な水域を対象にローリングを実施。	湖沼法指定湖沼である宍道湖、中海について国土交通省と県の両方でそれぞれ日程調整を行う等連携して調査を実施している。
岡山県	要監視項目について、交互(隔年)に測定を行う地点を設定している。健康項目については、原則として環境基準点が年2回、主要補助点が年1回としている。	生活環境項目とされた全垂鉛について、H16年度に河川の主要な環境基準点で、H17年度に湖沼・海域の環境基準点で、測定回数を年1回→年4~12回に増加した。
広島県	平成11年度より、長年検出されていない健康項目(カドミウム等6項目)の測定を年4回から年2回に変更(河川、海域)平成16年度より、河川、湖沼等における塩素イオン(12回/年)を中止。海域では浮遊物質量、栄養塩類、塩素イオン(12回/年)を中止。 (広島県の効率化に関する資料より)	特に図っていない
山口県	要監視項目及びダイオキシン類については、検出率、検出濃度が低いことから、県内の主要地点を定点化して経年変化を確認するとともに、他の地点は5年で一巡するローリング調査を実施する。生活環境項目については、汚濁負荷の小さい日本海側は2ヶ月に1回とする。	健康項目、要監視項目については、排出源の存在する地点、過去に検出された地点を、年2回~4回実施する。(他は年1回)
徳島県	重金属等の健康項目については、過去の測定データを考慮して調査頻度を減じている。	図っていない。
香川県	健康項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を除き、検出例がなく、この3項目についても例年基準値以下であるので、河川については年1回(5月)で、2年で一巡するローリング調査を導入している。海域についても年1回(7月)で3年で一巡するローリング調査を導入している。ただし、海域については、毎年、一水域一地点は調査を実施することとしているので、ローリングを実施していない水域や2年ローリング調査を実施している水域もある。生活環境項目については、日間変動の大きい一河川を除き、全ての地点で1ヶ月1回の調査としている。	海域の調査部位(底上1mの追加) 利水状況等(漁業等) 底層が貧酸素状態になりやすく、水質の悪化、生物への影響が懸念される 海域(燧灘東部) 海域の調査地点46地点中10地点(燧灘東部10地点中10地点) 生活環境項目(pH、DO、COD、SS、T-P)
愛媛県	健康項目については、河川、海域ごとに1地点以上測定地点を設け、河川で年2回、海域で年1回測定を行い、2年で一巡するローリング調査を実施。 旧廃止鉱山跡の監視地点については金属系の物質のみ測定し、それ以外は26項目測定する。 過去の地下水概況調査で検出されていない項目について、測定を中止し、検出及び基準超過のあった項目のみ、地下水概況調査を実施。	図っていない。
高知県	ローリング調査は現地業務量に変化がない為廃止。調査頻度の削減。	高知県清流保全条例に基づく清流保全計画の策定作業をしている河川において、調査頻度を増やしている。前年度特に問題のあった河川について、調査頻度を増やしている。
福岡県	要監視項目及び健康項目のPCBについては、過去に指針値または基準値を超過した地点を除き、3年で一巡するローリング調査を導入する。健康項目のふっ素、ほう素については、海域では環境基準が適用されないため、海域の全測定地点において測定しない。	図っていない。

県名	効率化	重点化
佐賀県	健康項目については、基本的に主要な河川のうち1地点で年2回の調査を実施、海域は重金属のみ実施、農薬4物質については年1回実施、P C Bについては、汚染源のある地点のみ実施。環境基準のない特殊項目やその他の項目については、年に1回実施。特別なルールを決めている訳ではないが、将来的には長期的なルールを定めて効率化をしていく予定である。	図っていない。
長崎県	具体的なルール等はない。(効率化のルールを定め、H18年度以降の計画に反映させる予定)	(2)と同様
熊本県	ダイオキシン類は、H12～16年度の5年計画で県内全域の環境基準点等の水質、底質の状況を把握しているため、今後はその結果を踏まえ、調査地点数を減らして、効率的に調査を実施する。 健康項目及びT-Crについては2年に1度のローリング調査を実施。要監視項目については熊本市では全項目を2つに分けて2年に1度の調査を実施。	ダイオキシン類は、水俣市の百間水路及び水俣湾の底質においてはH14年度底質環境基準を超えるダイオキシン類が検出されていることから、上記2地点の水質を年2回調査中である。現在は浚渫高次の準備中であり、少なくとも工事が完了するH19年度(予定)までは本調査を継続予定である。 健康項目については、自然由来のふっ素が、環境基準を超過しているため、年4回の調査を実施。 水俣湾においては、T-Hgを年4回実施。
大分県	アルキル水銀については、総水銀でスクリーニングを実施している。河川のVOC、農薬については排出源の存在状況を考慮し、調査地点を絞り込んでいる。河川の農薬については年間の使用状況を考慮し、調査時期を絞り込んでいる。	上流に休廃止鉱山が存在する河川では、重金属(Cd、Pb、As)について、他の河川よりも測定回数を多くしている。(0～2回 4～12回)
宮崎県	健康項目については昭和50年以前に環境基準が設定されたカドミウム等6項目は、過去10年連続して未検出の地点においては、河川の水系を代表する環境基準点等において、5年で一巡するローリング調査を実施する。平成5年に基準が設定された字黒路メタン等15項目については、過去5年連続して未検出の地点において、2年置き(3年に一度)の割合で測定を行う。平成11年度に基準が設定されたふっ素等3項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いて1年置きの測定とする。アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。 県測定の要監視項目については、1年置きのローリング調査とする。 (宮崎県の公共用水域測定計画の基本的な考え方より)	汚濁減である事業排水や休廃止鉱山を対象としている項目及び地点については、現在の測定を継続する。
鹿児島県	水質変動も少なく、環境基準を安定して達成・維持している水域については、調査点の休止や、調査回数の削減を行う。長年検出されていない環境基準項目(健康項目)については、ローリング調査期間を延長して実施する。環境基準の達成状況の評価対象ではない要監視項目や河川のCODの調査は休止する。 (鹿児島県の測定計画作成の基本的な考え方より)	肝属川水系について「肝属川水環境改善緊急行動計画」の策定を受け、調査地点を追加(4地点 16地点) 田原川水系について、季節変動の大きい河川であり、新たに調査地点を2地点追加(松原大橋、横瀬橋各年6回)
沖縄県	公共用水域に係る健康項目については、平成11年度まで各水域における環境基準点及び補助点において調査を実施してきたが、長年検出されていないことから、平成12年度から基本的に各水域における環境基準点で実施することとした。 地下水の定期モニタリング調査については、環境省の水質モニタリング方式効率化指針を参考に、平成16年度水質測定計画において以下のとおり見直しを実施している。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過去5年間連続して環境基準以下の地点は、定期モニタリングを終了するものとする。 ・その他の項目については、過去5年間連続して不検出又は環境基準1/10以下の地点について、周辺調査を行い、周辺調査で不検出又は環境基準1/10以下の場合、定期モニタリングを終了とする。ただし、トクロロエチレン、トクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエチレンの3項目については、3項目すべて定期モニタリング調査及び周辺調査で、不検出又は環境基準1/10以下の場合に限る。 地下水の概況調査については、県を北部・中部・南部・離島の4つのブロックに分けて4年ローテーションで実施している。また、ダイオキシン類調査も4つのグループに分けて4年ローテーションで実施している。	図っていない